

建設工事等発注基準

指名競争入札により発注する建設工事及び測量等コンサルタント業務について、公平かつ公正に行うため、発注基準を次のとおり定め、指名業者の選定を行うこととする。

1. 工事発注基準

- (1) 土木一式工事（一般）、建築一式工事、ほ装工事、土木一式工事（水道本管）及び管工事（浄化槽設置工事に限る）については、町内に本社を有する業者のうち、競争入札参加資格者名簿に登録された業者のなかから別紙1から別紙5に基づき選定する。ただし、町内に本社を有する者については、登録の日から1年を経過した者に限る。
- (2) 上記（1）に定める業種以外の工事及び（1）に定める業種であっても難易度が高いと認められる工事、特殊な工事、多様な入札方式を考慮する必要がある工事等については、その都度、大台町発注工事等指名審査委員会に諮り決定するものとする。
- (3) 測量及び建築設計については、競争性の確保を目的に特別措置をとることができるものとする。

2. 特例

- (1) 必要があると認められる場合は、1の基準にかかわらず、大台町発注工事等指名審査委員会に諮り建設業者を選定することができる。ただし、「必要があると認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。
 - ①当該工事に対応する等級に属する業者が大台町内にいないため、上位又は下位の業者を選定する必要があると認められるとき。
 - ②その他特に必要があると認められるとき。
- (2) 特に緊急を要する工事及び特別の技術を要する工事等、特別な理由があると認められるときは1の表にかかわらず、大台町発注工事等指名審査委員会に諮り建設業者を選定することができる。ただし、「特別な理由があると認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。
 - ①災害応急復旧工事を施工するとき。
 - ②道路舗装工事、橋りょう整備工事その他特別の技術を必要とするとき。
 - ③当該工事が特許権又はこれに類する特別の権利を有するものであるとき。
 - ④大規模工事に密接な関連のある小規模工事を現に当該大規模工事を履行中の上位の業者を選定する必要があると認められるとき。
 - ⑤小規模工事が将来行われる大規模工事に直接関連するため、上位の業者を選定する

必要があると認められるとき。

⑥その他各号に準ずる特別の理由があると認められるとき。

3. 指名業者

1. 工事発注基準（1）及び（3）に規定する工事及び測量コンサルタント業務以外（ただし、1. 工事発注基準（2）に該当するもの工事を除く）の指名業者数は原則として次のとおり取り扱うものとする。

- （1）建設工事 設計金額500万円以上のもの 10者以上
設計金額500万円未満のもの 5者以上
- （2）測量コンサルタント業務 建設工事に準じる

4. 経営事項審査結果通知書

毎年6月1日（以下「基準日」という。）に格付けを見直すものとし、その際に用いる経営事項審査結果通知書は、基準日を基準とし、前々年10月1日から前年9月30日の審査基準日の経営事項審査結果通知書を適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準による改正前の建設工事等発注基準によって行われた手続その他の行為は、改正後の建設工事等発注基準によって行われたものとみなす。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。ただし、1. 工事発注基準（1）に規定する土木一式工事（一般）及びほ装工事については、平成30年10月1日から適用し、土木一式工事（水道本管）及び管工事（浄化槽設置工事に限る）については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月3日から施行する。

別紙 1

土木一式工事（一般）発注基準

1. 設計金額及び格付基準

ランク	設計金額	格付基準
A	500万円以上	三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）の土木一式工事の格付がAである者
B	400万円以上 8,000万円未満	三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）の土木一式工事の格付がBである者
C	300万円以上 3,000万円未満	三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）の土木一式工事の格付がCである者のうち次の条件を3つ以上満たす者 （1）総合評定値700以上 （2）年平均完工高5,000万円以上 （3）1級技術者1人以上 （4）自己資本値600以上
D	200万円以上 2,000万円未満	三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）の土木一式工事の格付がCである者のうち次の条件を2つ満たす者 （1）総合評定値700以上 （2）年平均完工高5,000万円以上 （3）1級技術者1人以上 （4）自己資本値600以上
E	500万円未満	三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）の土木一式工事の格付がCである者のうち次の条件を1つ満たす者 （1）総合評定値700以上 （2）年平均完工高5,000万円以上 （3）1級技術者1人以上 （4）自己資本値600以上
F	300万円未満	上記以外の者

別紙 2

建築一式工事発注基準

1. 設計金額及び格付基準

ランク	設計金額	格付基準		
		総合評定値	年間平均完工高	1 級技術者数
A	制限なし	600以上	1 億円以上	1 人以上
B	3, 000万円未満	600未満	1 億円未満	0 人

(1) 格付基準 (Aランク) を 2 項目以上満たす者はAに、それ以外はBランクに格付けする。

別紙 3

ほ装工事発注基準

1. 設計金額及び格付基準

ランク	設計金額	格付基準		
		総合評定値	年間平均完工高	1 級技術者数
A	500万円以上	610以上	5,000万円以上	1 人以上
B	300万円以上 3,000万円未満			
C	300万円未満	610未満	5,000万円未満	0人

(1) 格付基準 (Aランク) を 2 項目以上満たす者はA、1 項目を満たす者はB ランク、それ以外はCランクに格付する。

別紙 4

土木一式工事 (水道本管) 発注基準

1. 必須項目

- (1) 大台町指定給水装置工事事業者規程に基づく指定業者であること。
- (2) 土木一式及び管、または、土木一式及び水道施設の建設業許可を有していること。

2. 設計金額及び格付基準

ランク	設計金額	格付基準
A	制限なし	5点以上かつ完工高割合70%以上
B	1,000万円以上	5点以上
C	8,000万円未満	4点
D	5,000万円未満	3点
E	2,500万円未満	2点

	総合評定値	平均完工高	技術者数	完工高割合
a (2 点)	730以上	3億円以上	2人以上	50%以上
b (1 点)	600以上	1億円以上	1人	25%以上
c (0 点)	600未満	1億円未満	0人	25%未満

- (1) 総合評定値は、(土木一式のP＋管または水道施設の高い方のP)／2により算出する。※P＝総合評定値
- (2) 平均完工高は、土木一式及び管、水道施設の平均完工高の合計額により算出する。
- (3) 技術者数は、土木一式、管及び水道施設の営業所専任技術者となりうる国家資格保有者のうち給水装置主任技術者の資格を有する者の数とする。
- (4) 完工高割合は、(管の平均完工高＋水道施設の平均完工高)／合計の平均完工高により算出する。

別紙 5

管工事（浄化槽設置工事に限る）発注基準

1. 設計金額及び格付基準

ランク	設計金額	格付基準
A	制限無し	2の格付基準の要件を満たす業者のうち、建設業許可及び経営事項審査を受けている業者
B	500万円未満	2の格付基準の要件を満たす業者のうち、建設業許可及び経営事項審査を受けていない業者

2. 格付基準の要件

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第21条第1項に基づく浄化槽工事業の三重県知事の登録を受けていること。
- (2) 浄化槽設備士を雇用していること。
- (3) 大台町指定給水装置工事業業者規程に基づく指定業者であること。